

学費等の納入に関する規程

2003年12月18日制定

2003年度規程第17号

(趣旨)

第1条 明治大学の学部及び大学院(専門職大学院を含む。以下これらを「大学」という。)並びに明治大学附属明治高等学校及び明治大学附属明治中学校(以下これらを「付属校」という。)の学費、検定料及び諸会費に係る納入等については、大学及び付属校(以下「設置学校」という。)の学則、校則その他に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学費 学費の減免に関する規則(2003年度規則第6号。以下「学費減免規則」という。)第2条に規定する学費をいう。
- (2) 検定料 設置学校の入学、再入学、編入学、転入学、転科、転専攻又はコース変更(大学院のみ)(以下「入学等」という。)にかかわる検定料のうち、その志願者に係るものをいう。
- (3) 諸会費 法人が徴収の委託を受けた生徒会費、父母会費、校友会費等の費用のうち、その学生・生徒に係るものをいう。

(適用する学費)

第3条 学費については、当該設置学校の学則又は校則に定める当該年度の学費(以下「当該年度の学費」という。)を適用する。ただし、学費減免規則の定めるところにより、学費の減免の適用を受けている者については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に係る学費については、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 国費外国人留学生 法人と文部科学省との間で締結する国費外国人留学生教育委託契約書
- (2) 大学間学生交流協定に基づく交換留学生及び大学間複数学位協定に基づく外国人留学生 明治大学と当該協定校との間で締結する協定書
- (3) 他の大学院との交流のために大学院に受け入れる学生 大学院と当該他の大学院との間で締結する協定書
- (4) 特別聴講学生 明治大学と当該他の大学との間で締結する協定書

(検定料)

第4条 検定料については、志願者が入学等をしようとする当該設置学校の学則又は校則に定める当該年度の検定料を適用する。

2 前項の規定にかかわらず、明治大学難民高等教育プログラムによる入学試験に係る検定料については、明治大学と国連難民高等弁務官事務所との間で締結する協定書に定めるところによるものとする。

3 検定料は、出願の都度納入しなければならない。

4 前条第2項の規定は、検定料の適用について準用する。この場合において、同項中「学費」とあるのは「検定料」と読み替えるものとする。

(学費の納期等)

第5条 学費は、別表に定める期日までに納入しなければならない。ただし、次条第1項の規定により、学費の延納を許可された者は、この限りでない。

2 大学の学費は、当該年度の学費を半期に分けて納入する。ただし、次の各号に掲げる者については、当該各号に定める方法により減免された当該年度の学費を納入するものとする。

(1) 学費減免規則第12条第1項の規定により学費の減免を受ける者
半期に分けて納入する。

(2) 学費減免規則第4条、第6条第2項並びに第12条第2項及び第3項の規定により学費の減免を受ける者
指定された期日までに一括して納入する。

3 付属校の学費は、当該年度の学費を学期に分けて納入する。

4 学費の納入額の割合は、別表に定めるとおりとする。

(学費の延納)

第6条 学費を前条に定める期日までに納入できない者で相当の理由があると認められるものに対しては、所定の手続を経て、その延納を許可することがある。

2 学費の延納を願い出ようとする者は、所定の学費延納願を所属事務室(所属する学部又は設置学校の事務室をいう。)に提出し、当該所属事務長の許可を得なければならない。次項ただし書の規定による学費の再延納を願い出る場合も、同様とする。

3 学費の延納を許可された者に係る納期は、次のとおりとする。ただし、家計の急変その他特別な理由がある場合は、その再延納を許可することがある。

(1) 大学

ア 春学期 春学期試験開始日の前日まで

イ 秋学期 秋学期試験開始日の前日まで

(2) 付属校

ア 1学期 第1学期末考査開始日の前日まで

イ 2学期 第2学期末考査開始日の前日まで

ウ 3学期 第3学期末考査開始日の前日まで

(入学等をする者に係る学費の取扱い)

第7条 前2条の規定にかかわらず、入学等をする者に係る学費の納期及び延納の取扱いについては、入学等をする当該設置学校の定める手続要項によるものとする。

(納入後の学費及び検定料の取扱い)

第8条 いったん納入した学費及び検定料は、返還しない。ただし、入学等に係る学費を納入した者が、入学を辞退するため、所定の期日までに手続を行った場合は、入学金を除く学費を返還する。

(学費滞納者の学費の取扱い等)

第9条 学費を滞納し、その納入の催告を受けた者は、指定された期日までに、これを納入しなければならない。

2 前項の催告を受けても、なお指定された期日までに学費を納入しない者は、当該者が在学する当該設置学校の学則又は校則の定めるところにより除籍する。

(学費滞納による除籍者の除籍取消し)

第10条 前条第2項の規定により除籍された者が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに、滞納した学期分の学費及び除籍取消日に係る学期分の学費を納入し、除籍取消しを願い出た場合は、これを許可する。

(1) 大学

ア 春学期分の滞納により除籍された者 当該年度の12月20日

イ 秋学期分の滞納により除籍された者 次年度の6月20日

(2) 付属校

ア 1学期分の滞納により除籍された者 当該年度の9月30日

イ 2学期分の滞納により除籍された者 当該年度の1月31日

ウ 3学期分の滞納により除籍された者 次年度の4月30日

(退学者の学費の取扱い)

第11条 退学を願い出ようとする者は、願い出の日に係る学期の学費を納入していなければならない。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

(休学者の学費の取扱い)

第12条 前条本文の規定は、休学を願い出ようとする者の学費の取扱いについて準用する。

(諸会費)

第13条 諸会費の適用等については、当該会費の徴収を法人に委託する団体の定めるところによる。

2 諸会費は、第5条に定める学費の納期までに、学費とともに納入しなければならない。

附 則 (2003年度規程第17号)

(施行期日等)

1 この規程は、2004年(平成16年)4月1日から施行し、第2条第3号の規定による校友会費の徴収については、2004年度以降に学部第1年次に入学する者(同年度以降に校友会費の徴収対象年次に再入学、編入学又は転部する者を含む。)から適用する。

(規程の廃止)

2 学費等の納入に関する規程(1995年度規程第13号)は、廃止する。

(経過措置)

3 1994年度(平成6年度)以前に設置学校に入学等をした者に係る学費の取扱いについては、なお従前の例による。

(通達第1248号)

附 則 (2004年度規程第11号)

この規程は、2004年(平成16年)12月15日から施行する。

(通達第1323号)(注 臨床指導費の徴収、前期分の学費納入に係る納期の変更等に伴う改正)

附 則 (2006年度規程第28号)

この規程は、2007年(平成19年)4月1日から施行する。

(通達第1527号)(注 学校法人会計基準に準じた勘定科目名称の変更及び短期大学の募集停止に伴う改正)

附 則 (2007年度規程第21号)

この規程は、2007年(平成19年)9月10日から施行する。

(通達第1562号)(注 事務機構改革の実施による部署名称等の変更に伴う改正)

附 則 (2009年度規程第7号)

この規程は、2009年(平成21年)6月10日から施行し、改正後の規定は、同年4月22日から適用する。

(通達第1807号)(注 事務機構第二次見直しによる部署名称等の変更に伴う改正)

附 則（２００９年度規程第１６号）

この規程は、２０１０年（平成２２年）４月１日から施行する。

（通達第１８４０号）（注 大学間複数学位協定に基づく外国人留学生に対する学費及び検定料の適用を当該協定書の定めるところによるものとするための改正）

附 則（２０１０年度規程第１３号）

この規程は、２０１０年（平成２２年）７月２２日から施行する。

（通達第１９２６号）（注 難民高等教育プログラムによる入学試験に係る検定料の適用を国連難民高等弁務官事務所と締結する協定書の定めるところによるものとするための改正）

附 則（２０１０年度規程第５４号）

この規程は、２０１１年（平成２３年）４月１日から施行する。

（通達第２００７号）（注 休学在籍料の新設に伴う改正）

附 則（２０１１年度規程第９号）

この規程は、２０１１年（平成２３年）９月３０日から施行し、改正後の規定は、同年４月１日から適用する。

（通達第２０３５号）（注 大学院において標準修業年限を超えて在学する者の減免された当該年度の学費を半期に分けて納入するための改正）

附 則（２０１２年度規程第４９号）

この規程は、２０１３年（平成２５年）４月１日から施行する。

（通達第２１６０号）（注 特別聴講学生に係る学費の適用を当該他の大学との協定書の定めるところによるものとするための改正）

附 則（２０１３年度規程第２７号）

この規程は、２０１４年（平成２６年）４月１日から施行する。

（通達第２２５０号）（注 学期名称の変更等に伴う改正）

附 則（２０１５年度規程第１９号）

この規程は、２０１６年（平成２８年）４月１日から施行する。

（通達第２３８１号）（注 二部の廃止に伴う改正）

附 則（２０１６年度規程第１２号）

（施行期日）

１ この規程は、２０１７年（平成２９年）４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この規程による改正後の第１０条第２号の規定は、この規程の施行日以後に第１学年に入学する者から適用し、施行日の前日において在籍する生徒が学費滞納により除籍となった場合の除籍取消期日については、次のとおりとする。

ア １学期分の滞納により除籍された者 当該年度の１１月２０日

イ 2学期分の滞納により除籍された者 当該年度の3月20日

ウ 3学期分の滞納により除籍された者 次年度の6月20日

(通達第2418号)(注 高等学校及び中学校の学費納入方法を年2回から年3回に変更することに伴う改正)

附 則 (2017年度規程第36号)

この規程は、2018年(平成30年)4月1日から施行する。

(通達第2538号)(注 法科大学院法務研究科を専門職大学院に位置付けることに伴う改正)

別表（第5条関係）

所属	区分	納期	学費分納額	諸会費
学部 大学院	春学期	4月30日	授業料 指導料 指導料 教育充実料 実験実習料 の各2分の1に相当する額	諸会費
	秋学期	10月20日	授業料 指導料 指導料 教育充実料 実験実習料 の各2分の1に相当する額	
高等学校 中学校	1学期	4月30日	授業料 教育充実料 の各12分の5に相当する額	諸会費
	2学期	9月30日	授業料 教育充実料 の各12分の4に相当する額	
	3学期	1月31日	授業料 教育充実料 の各12分の3に相当する額	

備考 休学在籍料は、上記区分に応じた当該納期までに、その全額を納入するものとする。